

制定年月日 2005年 2月1日

改訂年月日 2005年12月1日

改訂年月日 2006年12月1日

改訂年月日 2010年12月1日

改訂年月日 2013年2月20日

## 公益社団法人 地盤工学会北陸支部表彰規定

### 第1章 総則

第1条 この規定は、地盤工学の学術並びに技術の発展と学会支部活動の活性化に寄与することを目的に、公益社団法人地盤工学会北陸支部において優れた業績を表彰するために定めたものである。

### 第2章 表彰対象

第2条 表彰は「地盤工学会北陸支部賞（以下、北陸支部賞という）」を授与して行う。北陸支部賞は、原則として次のいずれかに該当する業績を対象として個人（複数可）または団体に授与する。

(1) 技術部門

北陸支部（新潟・富山・石川）で実施した調査、設計及び施工等の個別技術に係る業績

(2) 技術開発部門

北陸支部（新潟・富山・石川）での活用性、汎用性に優れた技術の開発及び実用化等

(3) 研究・論文部門

創造性、特殊性が活かされた学術的に優れた研究論文及び研究報告等

(4) 奨励部門

①研究発表会・講演会・講習会にて優れた発表等

(5) 功績部門

①地盤工学会北陸支部の活動に永年従事し、学会の進歩、発展、運営に顕著な貢献をしたと認められる業績等

②地盤工学会関係技術者の育成及び技術力向上に顕著な貢献をしたと認められる業績等

③地盤工学会の広報ならびに社会的地位向上に貢献をしたと認められる業績等

第3条 北陸支部賞は第2条の各項目の名称を用いて部門と表記して、「北陸支部賞（部門名）」と称する。各部門について該当者のいない場合には授与を見送る。

第4条 受賞者は原則として北陸支部に所属する学会員または特別会員とする。しかし、顕著な業績のある場合にはその限りでない。

### 第3章 表彰委員会

第5条 北陸支部賞を選考する表彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第6条 委員会は委員長、幹事1名、委員4名とする。

第7条 委員長は支部長または支部長が任命する。

第8条 幹事、委員は委員長が選任する。

### 第4章 応募

第9条 北陸支部賞の応募は別途定める「応募・推薦要領」とする。

## 第5章 審査及び決定

第10条 応募業績の審査及び授賞業績の決定は委員会で行う。

## 第6章 表彰

第11条 総会において支部長が賞状、記念品を授与する。

## 第7章 付則

第12条 この規定は、2005年2月1日より施行する。

第13条 この規定は、2005年12月1日に以下の文書を改訂する。

ア 第2章、第2条の「賞の種類」を「表彰対象」とする。

イ 第2章、第2条(1)の「技術」を「技術部門」とする。

ウ 第2章、第2条(2)の「技術開発」を「技術開発部門」とする。

エ 第2章、第2条(3)の「研究論文」を「研究・論文部門」とする。

オ 第2章、第2条(4)の「功績」を「功績部門」とする。

カ 第3章の「第8条 幹事、委員は委員長が選任する」を追加する。

第14条 この規定は、2006年12月1日に以下の文書を改訂する。

①第3章の「第7条 委員長は支部長または支部長が任命する。

第15条 この規定は、2010年12月1日に以下の文書を改訂する

名称を「公的社団法人 地盤工学会北陸支部表彰規定」に変更する。

第16条 この規定は、2013年2月20日に以下の表彰対象部門を追加する。

(4)奨励部門

①研究発表会・講演会・講習会にて優れた発表等

制定年月日 2005年 2月 1日

改訂年月日 2005年12月 1日

改訂年月日 2006年12月 1日

改訂年月日 2008年 2月 1日

改訂年月日 2011年 8月 8日

改訂年月日 2013年 2月 20日

## 地盤工学会北陸支部賞の応募・推薦要領

地盤工学の学術並びに技術の発展と学会支部活動の活性化に寄与し優れた業績（個人・団体）を以下の要領に基づいて表彰する。

### 1. 賞の種類

独創性もしくは創意工夫等に優れたものと認められ、次のいずれかに該当する業績を対象として個人（複数可）または団体に授与する。

#### (1) 技術賞

北陸支部（新潟・富山・石川）で実施した調査、計画、設計及び施工等の個別技術に係る業績

#### (2) 技術開発賞

北陸支部（新潟・富山・石川）での活用性、汎用性に優れた技術の開発及び実用化等

#### (3) 研究・論文賞

創造性、特殊性が活かされた学術的に優れた研究論文及び研究報告等

#### (4) 奨励部門

①研究発表会・講演会・講習会にて優れた発表等

#### (5) 功績賞

①地盤工学会北陸支部の活動に永年従事し、学会の進歩、発展、運営に顕著な貢献をしたと認められる業績等

②地盤工学会関係技術者の育成及び技術力向上に顕著な貢献をしたと認められる業績等

③地盤工学会の広報ならびに社会地位向上に貢献をしたと認められる業績等

### 2. 候補の範囲

発表または概ね完了した業績を対象とする。

推薦締め切り 12月31日

### 3. 受賞者資格

受賞資格者は原則として北陸支部に所属する学会員または特別会員とする。しかし、顕著な業績のある場合にはその限りでない。

### 4. 推薦（応募）の方法

推薦者は会員（個人、団体）とするが、会員自らの応募（自薦）も可とする。

### 5. 審査

審査は北陸支部表彰委員会で行う。

### 6. 発表

授賞者は直接通知する。

### 7. 表彰

北陸支部総会にて行い、授賞者には賞状、記念品を贈呈する。なお、共同研究などで受賞者が複数となる場合は、賞状は個人、記念品は代表者とする。

### 8. 提出書類

①推薦書1部（地盤工学会北陸支部賞候補推薦書）

②業績資料（表彰対象(1)～(4)）

③研究論文（表彰対象(2)(3)）

## 9. 提出方法・連絡先

地盤工学会北陸支部事務局

〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII7F

Tel.Fax 025-281-2125 E-mail [jibanhokuriku@piano.ocn.ne.jp](mailto:jibanhokuriku@piano.ocn.ne.jp)

～付則～

1. この要領は平成17年2月1日に制定する。
  - ② この規定は平成17年12月1日に以下の文書を改訂する。
    - (ア) 1. の「表彰対象」を「賞の種類」とする。
    - (イ) 1. (1)の「技術」を「技術賞」とする。
    - (ウ) 1. (2)の「技術開発」を「技術・開発賞」とする。
    - (エ) 1. (3)の「研究論文」を「研究論文賞」とする。
    - (オ) 1. (4)の「功績」を「功績賞」とする。
3. この要領は平成18年12月1日に以下の文書を改訂する。
  - ① 3. 受賞者資格の要領を変更する。
  - ② 7. 表彰の要領を変更する。
  - ③ 9. 提出方法・連絡先を変更する。
4. この要領は、2008年2月1日に以下の文書を改訂する。

事務所住所変更
5. この要領は、2011年8月8日に以下の文書を追加する。

締め切り日 12月31日
6. この要領は、2013年2月20日に以下の表彰対象部門を追加する。

(4)奨励部門

  - ①研究発表会・講演会・講習会にて優れた発表等